

JBCF2021 加盟登録規程

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

目次

1. 総則	3
第1条（趣旨）	3
第2条（用語の定義）	3
第3条（選手のチーム所属）	3
第4条（チーム所属の制限）	3
第5条（各ツアーの年齢制限）	3
第6条（JPT2021選手の個人資格）	4
2. 加盟登録手続き	4
第7条（競技者ライセンス）	4
第8条（加盟登録方法）	4
第9条（加盟登録の有効期間）	4
第10条（申請）	5
第11条（加盟登録料）	5
第12条（加盟登録料の支払）	5
3. チーム	6
第13条（コンチネンタルチーム）	6
第14条（高校および専門学校）	6
第15条（大学）	6
第16条（女子およびユース、ジュニア）	6
4. ジャージ登録	7
第17条（ジャージ登録）	7
5. 移籍	7
第18条（移籍）	7
6. 保険	7
第19条（保険の加入）	7
第20条（保険加入の手続き）	8
7. 資格停止および退会	8
第21条（資格停止および退会）	8
8. その他	8
第22条（アカウント管理）	8
第22条（個人情報）	8
附則	8

1. 総則

第1条 (趣旨)

本規程は、以下の目的のため JBCF2021 の加盟登録に関して定める。

1. 選手およびチーム間の公平
2. 加盟登録に関する手続きの明確化

第2条 (用語の定義)

本規程で使用する語の定義は、以下のとおりとする。

1. JBCF : 一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟
2. UCI : 国際自転車競技連合
3. JCF : 公益財団法人 日本自転車競技連盟
4. JPT : Jプロツアー
5. JET : Jエリートツアー
6. JFT : Jフェミニンツアー
7. JMT : Jマスターズツアー
8. JYT : Jユースツアー
9. 学 連 : 日本学生自転車競技連盟
10. 高体連 : 公益財団法人 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部
11. ユース : 2005 年以降生まれの選手。各暦年中に達する年齢で、12 歳以下 (2009 年以降生まれ) は U13、13 歳および 14 歳 (2007 年および 2008 年生まれ) は U15、15 歳および 16 歳 (2005 年および 2006 年生まれ) は U17 に区分される。U13、U15 においては、JBCF への加盟登録はできない。
12. ジュニア : 2003 年および 2004 年生まれの選手。各暦年中に達する年齢で区分する。
13. マスターズ : 1981 年以前生まれの選手。各暦年中に達する年齢で区分する。
14. ジャージ : 競技用ウェアの上下
15. 年 齢 : 各暦年中に達する年齢
16. 2021 年度 : 2021 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日

第3条 (選手のチーム所属)

選手は、原則として、JBCF の正式な加盟登録チームの所属選手として加盟登録されなければ、JBCF 公式レースに出走することができない。

第4条 (チーム所属の制限)

選手は、2021 年度中に複数チームに同時に所属することはできない。

第5条 (各ツアーの年齢制限)

各ツアーに参加する選手に年齢制限を設ける。

1. JPT：17歳以上（2004年以前生まれの選手）
2. JET：17歳以上（2004年以前生まれの選手）
3. JFT：15歳以上（2006年以前生まれの選手）
4. JMT：40歳以上（1981年以前生まれの選手）
5. JYT：15歳および16歳（2005年および2006年生まれの選手）

第6条（JPT2021選手の個人資格）

1. JPT2021選手の個人資格は、JPT2020における最終の個人ランキングが120位以内の選手および「J Pro Tour 2021」ライダーステイタス（個人資格）に該当する選手に与える。また、121位以下の選手についても、その他レースの成績等を勘案し、JPT審査委員会の判断で加盟登録を認めることがある。
2. 「J Pro Tour 2021」ライダーステイタス（個人資格）に該当しない選手が加盟登録を希望するときは、チームまたは当該選手は、JBCFが別途定める方法により申請をする。JBCFは、これに対して、申請受理から2週間以内にJPT審査委員会による加盟登録の可否に関する判断を回答する。
3. 「J Pro Tour 2021」ライダーステイタス（個人資格）の①④に該当する選手は必ずJ Pro Tour チームに所属したうえで、選手登録を行うこと。

2. 加盟登録手続き

第7条（競技者ライセンス）

1. 選手は、全てJCFの競技者ライセンス（国内ライセンスと国際ライセンスのどちらかのみで足りる）を取得し、JCF所定の手続に従って毎年更新する。
2. 前項に拘らず、日本国以外で発行するUCI競技者ライセンスを取得している2006年以前生まれの選手は、JBCFに加盟登録することができる。

第8条（加盟登録方法）

1. チームは、JBCF所定の期間内に、自らシステムを用いて、チーム、選手の加盟登録手続きをおこなう。
2. JBCFへの加盟登録は、チーム単位でおこなう。

第9条（加盟登録の有効期間）

加盟登録は、2021年度中に限り有効とする。ただし、以下のとおりとする。

1. 2021年度中に手続きを行ったときは、加盟登録日から有効期間が開始する。
2. 登録申請を行ったチームに関し、JBCFの判断により登録を許可しない、あるいは、取り下げた場合、有効期間は年度中であっても、即時終了する。
3. チームへの所属関係が消滅したときは、2021年8月31日までに別の加盟登録チームへ移籍した場合を除き、原則として、年度中であっても加盟登録期間が終了する。

第10条（申請）

1. チーム代表者は、情報を正しく入力の上、申請作業をおこなう。
2. 2021年度の申請期間は、2021年2月1日から2月28日までとする。ただし、JCFライセンスを取得している選手は、2021年3月4日から8月31日までの期間、追加申請をすることができる。
3. JPCA登録のプロライセンスを保持する選手は、登録地を「JPCA」として申請する。
4. チームは、所属選手が4名以上いなければ、申請することができない。やむを得ず2名以上4名未満となる場合は、JBCFが加入手続きを行う保険の適用範囲がJBCF公式レース中のみに限られることをチームが予め同意したものとみなす。
5. 前項に拘らず、JPTチームは、JPT2021選手の個人資格を有する6名以上16名以下の選手で申請する。
6. チームは、18歳以上のチーム代表者を選任の上、申請手続きをおこなう。

第11条（加盟登録料）

加盟登録料は、以下のとおりとする。別途、決済手数料が発生する。

1. JPT2021、JET2021、JFT2021 チーム年会費（消費税対象外）
 - (1) 原則：15,000円
 - ①運営母体が同一であっても、チーム年会費はチーム単位で支払う。
 - (2)高体連チーム：5,000円
2. 選手年会費（消費税対象外）
 - (1) JPT2021選手：20,000円／人（保険加入料を含む）
 - (2) JET2021選手、JFT2021選手、JYT2021選手：10,000円／人（保険加入料を含む）
 - (3) JPCA選手：10,000円／人（競輪選手等、自転車競技を本業とする選手は保険適用外となる）

第12条（加盟登録料の支払）

1. チーム代表者は、JBCF所定のうち自らが選択した支払方法に基づき、JBCFに対して前条の加盟登録料を支払う。ただし、JPTチームはJBCFに対して前条の登録料の他に「Jプロツアー2021加盟規程」に記載の分担金100万円（税別）を別途期日までに支払うこととする。
2. 選手は、前項の支払いが完了した時点で加盟登録となり、JBCF公式レースへのエントリーが可能となる。
3. JBCFは、チーム代表者が申請期間中に加盟登録料の支払いが完了しなかったことにより、選手がJBCF公式レースで出走できなかったとしても、チームおよび選手に対して何らの責任も負わない。

3. チーム

第13条 (コンチネンタルチーム)

「J プロツァー2021 加盟規程」を遵守する UCI コンチネンタルおよびプロコンチネンタルチームは、国内登録チーム、海外登録チームのいずれも JBCF への加盟登録を認める。ただし、登録にあたっては JPT 審査委員会からの推薦を必要とする。

第14条 (高校および専門学校)

1. 高体連に加盟登録をしている高校および専門学校のチームは、以下を全て満たす場合に限り、JBCF へ加盟登録をすることができる。
 - (1) 予め在学校長の承認を得ていること
 - (2) 所属都道府県高体連に届出していること
2. 高体連に加盟登録していない高校および専門学校の選手は、JBCF 加盟登録チームの選手として所属することができる。ただし、前項第1号を満たすことを必要とする。

第15条 (大学)

1. 学連に加盟している学校の登記選手は、当該学校または JBCF 加盟登録チームのいずれかの所属として加盟登録をすることができる。ただし、以下の点を遵守する。
 - (1) JBCF 加盟登録チームの所属とするときは、当該学校および JBCF 加盟登録チームの双方の合意を得ること
 - (2) 前号の合意を得たことについて、JBCF に対して、別途定める様式をもって報告すること
 - (3) JBCF 加盟登録チームの所属として出場するレースは原則として JBCF サイクルロードシリーズおよびトラックシリーズのみとし、他団体主催のレースに出場する所属チームの取り決めに関して、JBCF は一切関与しないものとする。
2. 学連登記せずに JBCF 加盟登録チームに所属している選手がシーズン中に学連に登録することになったときは、予め JBCF に対して別途定める様式をもって報告することを必要とする。

第16条 (女子およびユース、ジュニア)

1. 15歳以上(2006年以前生まれ)の女子選手、ユース(U17)男子、ジュニア男子は、JBCF に加盟登録されたクラブチームの選手として登録することができる。
2. 上記の選手が JBCF に加盟登録しているいかなるチームにも所属していないときは、「JBCF-J Youth」または「JBCF-J Feminin」にそれぞれ一時的に所属する選手として加盟登録することができる。選手年会費は第10条2項2号に準ずる。また、所属期間は最長でも同一年度内のみとする。

4. ジャージ登録

第17条 (ジャージ登録)

1. チームは、単一デザインのジャージをシステム上で登録する。選手は、未登録のジャージを着用してJBCF公式レースで出走することはできない。
2. 前項に拘らず、以下の場合には既に登録したセパレート式ジャージと単一のデザインとみなし、選手の出走を認める。
 - (1) タイムトライアル用スーツ等のデザインが若干異なる場合
 - (2) 上下一体型スーツ (プリントロードスーツ、スキンスーツ、デュアルスーツ等) のデザインが若干異なる場合
3. ウェアメーカーのラベル (ロゴ) の相違は、ラベル1個の大きさが30cm²以内で、かつ胸部または背部のいずれか1カ所と、両脚部の各1カ所であれば、単一デザインとして認める。
4. チームは、チーム内における男子と女子で異なるデザインのジャージを登録することはできない。
5. チームは、異なるツアーにおいて同一デザインのジャージを登録することはできない。

5. 移籍

第18条 (移籍)

1. 選手は、1シーズン1回に限り、移籍元チームと移籍先チームの双方の代表者の合意により、チームを移籍することができる。ただし、2021年8月31日までにシステムを用いて移籍手続きをしなければならない。
2. 年度中の移籍は、システム上で移籍元チームが対象選手を退会させた後、移籍先チームが対象選手を新規登録することにより完了する。
3. 前項により移籍した選手は、移籍してエントリーが完了したレースから移籍先チームの所属選手として出走することができる。
4. UCI登録チームは、移籍および脱退についてUCIの定めに従う。
5. JBCFは、移籍に関する紛争には一切関与しないため、双方のチームが自らの責任と費用ですみやかに解決する。

6. 保険

第19条 (保険の加入)

選手はJBCFに加盟登録することにより、以下の保険に加入される。

1. スポーツ安全保険 (対象期間: 2021年4月1日から2021年3月31日まで)
2. レクリエーション傷害保険 (対象期間: 2021年開幕戦から2021年最終戦まで)

第 20 条（保険加入の手続き）

1. JBCF は、加盟登録が完了している選手の保険加入手続きをおこなう。
2. 前条に拘らず、**2021 年 2 月 28 日**に加盟登録が完了しなかった選手についての保険対象期間の始期は以下のとおりとする。
 - (1) スポーツ安全保険：加盟登録完了日の約 2 週間後
 - (2) レクリエーション傷害保険：加盟登録手続き完了日の**翌日**

7. 資格停止および退会

第 21 条（資格停止および退会）

1. チームは、選手の退会をおこなうことができる。
2. JBCF は、チームまたは選手が本規程に違反したときは、選手の資格停止または退会をおこなうことができる。

8. その他

第 22 条（アカウント管理）

チーム代表者は、エントリーシステムのアカウント情報を厳密に管理する。

第 22 条（個人情報）

1. JBCF は、以下の目的で選手の個人情報を利用することができる。
 - (1) 加盟登録選手の管理
 - (2) JBCF 公式レースに関する情報発信
 - (3) レースや加盟登録に関する連絡
 - (4) **その他、事故や災害、感染症拡大予防のためなど緊急を要する時**
2. 前項のほか、選手の個人情報は、JBCF の個人情報取扱いポリシーに従って取り扱われる。

附則

この規程は、2021 年 1 月 1 日から実施する。